

議案第10号

川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市保育園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市保育園条例の一部を改正する条例

川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「日々保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育するため」を「同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児その他の児童（以下「乳児・幼児等」という。）を日々保護者の下から通わせて保育を行うため」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「保育時間」を「開所時間」に改め、同条の表中「午後6時」を「午後6時30分」に改める。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

（使用料）

第8条 保育園において子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育、法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育、同項第2号に規定する特別利用保育、法第59条第2号に規定する時間外保育（以下「時間外保育」という。）を受けた乳児・幼児等又はその保護者若しくは扶養義務者は、使用料を納付

しなければならない。

2 前項の使用料は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額

(2) 法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額

(3) 法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額

(4) 時間外保育に要する費用として規則で定める額
(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法の一部改正に伴い保育園の使用料を定めること、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正に伴い保育時間を変更すること等のため、この条例を制定するものである。